

令和5年5月16日

各指定居宅介護支援事業所 管理者 様
各指定介護予防支援事業所 管理者 様

徳島市健康福祉部高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う
サービス担当者会議等への対応方針について（通知）

日ごろから徳島市介護保険事業にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省老健局より「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和5年5月1日事務連絡）が発出されました。これに伴い、令和5年5月8日以降の本市における取扱いをお示しいたします。

なお、この通知をもって、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針について」（令和2年3月2日徳島市事務連絡。以下「事務連絡」という。）は廃止いたします。

【サービス担当者会議】

事務連絡においてお示ししたサービス担当者会議に関する対応方針は、令和5年5月7日までで終了となります。今後は、やむを得ない場合を除き、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを用いてサービス担当者会議を実施することはできなくなりますのでご注意ください。

なお、利用者又はその家族から事前に同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行うことは可能です。

【モニタリング】

利用者や介護支援専門員（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合に限り、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、運営基準減算を行いません。しかし、その場合には、経緯や事情、対応方法等について、支援経過等に記録しておく必要があります。記録がない場合、運営基準減算に該当することがあります。

なお、利用者の居宅を訪問できない場合においても、電話やメールを活用して利用者の状態の確認を行ったり、利用者や介護支援専門員（同居する家族を含む）の体調が回復し

た後、利用者の居宅を訪問したりする等、利用者の状態の把握に努めてください。

【アセスメント】

利用者や介護支援専門員（同居する家族を含む）に新型コロナ感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合に限り、利用者の居宅を訪問できない等、やむを得ず一時的に基準による運用が困難な場合は、運営基準減算を行いません。ただし、利用者や介護支援専門員の体調回復後、利用者の居宅を訪問し、アセスメントを実施しておく必要があり、実施していない場合は、運営基準減算に該当することがあります。

また、事後的にアセスメントを実施した場合には、経緯や事情について、支援経過等に記録しておいてください。

【特定事業所加算の算定要件である定期的な会議】

特定事業所加算の算定要件である定期的な会議について、感染拡大防止の観点からやむを得ない理由がある場合について、電話、文書、メールを活用するなどにより柔軟に対応することが可能となる取扱いは、令和5年5月7日までで終了となります。

なお、定期的な会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことは可能です。

【退院・退所加算】

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合について、病院等の職員との面談以外での情報収集や電話・メールなどを活用するなどにより算定することが可能となる取扱いは、令和5年5月7日までで終了となります。

なお、面談について、利用者又はその家族が参加する場合は事前に同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用して行うことは可能です。

以 上

健康福祉部 高齢介護課 管理係

TEL：088-621-5587